

一般競争入札の公告

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

平成25年7月25日

奈良県知事 荒井正吾

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務

(2) 入札物件の数量・特質

奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務一式

(3) 契約期間

契約の日から平成25年8月25日まで

(4) 履行場所

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良市紀寺町833

(5) 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

提案の資格を有する者は、次の項目のすべてに該当していなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第235号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協



かし、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。

- (10) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目:役務の提供、運搬請負等の委託業務で登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

奈良県 健康福祉部 こども・女性局 こども家庭課 児童虐待対策係

所在地 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階

電話 0742-27-8605 FAX 0742-27-8107

- (2) 入札説明会の開催

実施しません。

- (3) 入札の日時及び場所

平成25年8月8日(木) 午前10時30分

県庁主棟4階 入札室

- (4) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書」と朱書して、8月7日(水)までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書と再度(2回目)入札にかかる入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む)を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書(初度入札)」又は「奈良県中央こども家庭相談センター庁舎移転業務に係る入札書(再度入札)」(又は「再度入札辞退」と各々朱書して、8月7日(水)までに到着するようにしてください。

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- (2) 入札保証金

免除します。

- (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書



き各号に該当する者であるときは、免除します。

(4) 入札者に要求される事項

1. 入札者は、所定の入札書を作成し封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2. 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

1. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2. 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

3. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下、「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

7. 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、解約の相手方がこれに従わなかったとき。

8. 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

